

## 「児童発達支援事業所・笑顔のはな ふじみ野教室」等重要事項説明書

### 1. 法人の概要

名称	株式会社 CommunityLinks
所在地	埼玉県志木市本町5-22-4-102
電話番号	048-423-9400
代表者氏名	代表取締役 樋口 直樹
法人設立年月日	2017年10月21日

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	児童発達支援事業所・笑顔のはな ふじみ野教室
事業所の種類	指定児童発達支援事業所 令和5年1月1日指定
利用定員	10名
主たる対象児	発達障がい児、知的障がい児
事業の方針	(1)利用希望する未就学児の保護者の意向、並びに未就学児の特性を踏まえて、支援計画を作成し継続的な児童発達支援を行う。 (2)地域及び家庭との結びつきを重視した支援を行い、日常生活や集団生活を送ることのできるよう支援をする。
事業の目的	早期療育指導を必要とする未就学児に対して、日常生活や集団生活に適應できるよう支援を行う。
事業所の所在地	埼玉県富士見市ふじみ野西1-13-2 Gracepier 1階
電話番号	049-265-4618
管理者氏名	岡村 美由紀 (兼任)
開設年月	令和5年2月1日
自己評価の実施	毎年1度利用者及び職員に当該事業所の評価アンケートを実施し、その結果をHP上で公表するものとする。

### 3. 通常の事業の実施地域

富士見市
------

#### 4. 営業時間等

##### (1) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～土（日曜、祝祭日、年末年始を除く）
営業時間	平日 9:30～14:00 15:15～17:00 土曜日 9:20～16:35

##### (2) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～土（日曜、祝祭日、年末年始を除く）
サービス提供時間	1 平日のサービス提供期間（2を除く）
	単位① 09:30～14:00
	単位② 15:15～17:00
	2 土曜日
	単位① 09:20～16:35

#### 5. 施設・設備の概要

建物	99・55㎡				
屋外遊戯場	0㎡				
指導室	1室	訓練室	1室	調理室	
医務室		静養室	1室	相談室	1室
トイレ	1室	浴室		シャワー室	

#### 6. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
2. 児童発達支援管理責任者	1		・通所支援計画の作成 ・利用の申込みに係る調整 ・従業者等に対する技術指導等のサービスの内容の管理
3. 児童発達支援従業者			
(1) 保育士	1	1	・通所支援計画に基づき、障がい児及び障がい児の保護者に対し適切な指導等を行う。
(2) 児童指導員	3		
(3) 機能訓練担当職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）		3	・通所支援計画に基づき、日常生活を営むのに必要な機能の訓練を行う

5. 嘱託医		1	・障がい児の健康管理、医療処置、アドバイス等
6. 栄養士			・給食の栄養管理、献立作成、栄養指導等

当事業所では、利用者に対して児童発達支援事業サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

《主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）》

職 種	勤 務 体 制	人 員
1. 管理者（施設長）	常勤 9：00～18：00	1
2. 児童発達支援管理責任者	常勤 9：00～18：00	1
3. 児童指導員・保育士 ・職業指導員	常勤 9：00～18：00	4
4 機能訓練担当職員	非常勤 9：00～15：00	3
8. 医師	嘱託 毎月1回	

## 7. 当事業所が提供するサービスの内容

### （1）通所支援計画の作成

児童発達支援管理責任者は、利用者について解決すべき課題と意向を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、障がい児通所支援事業の目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ「通所支援計画」を、利用者と面接して作成します。「通所支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを保護者に交付します。「通所支援計画」については、6ヶ月に1度以上定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

## (2) 障がい児通所支援サービスの概要

日常生活訓練	利用児の心身の状況に応じて、日常生活動作が身に付くよう支援します。
機能訓練	利用児の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持向上のための訓練を行います。
創作活動	芸術・調理等の創作活動を行います。
適応訓練	集団生活への適応訓練を行います。外出や屋内での行事を軸として、集団を意識できるような場面を作ります。
健康管理	健康状態の確認を行います。
相談及び援助	利用者及びご家族からの相談には、可能な限り必要な援助を行います。また、他の事業者や市と連携し、地域において自立した生活が継続できるよう支援します。
食事の提供	食事の介助を行います。

## 8. 利用料金

### (1) 利用者負担額

障がい児通所支援サービスに係る利用者負担額は、障がい児通所サービスに要した総費用額の1割になります。(市区町村が定める利用者負担上限月額を限度とします。)また、障がい児通所支援サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた金額を障がい児通所給付として事業者が受領します。

障がい児通所支援サービスに要した総費用額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)」別表障がい児通所給付費単位数表により算定する単位数(下記表)に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年厚生労働省告示第128号)」を乗じて得た額となります。なお、計算の結果生じた1円未満の端数額は切り捨てします。

なお、低所得者等は月額負担額が軽減されます。

#### ①基本サービス単価表

	重症心身障がい児以外の場合
利用料	8850円
利用者負担額	885円

② 加算単位数

下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
児童指導員等加配加算	1870円	左記の1割	常時見守りが必要な障がい児の支援や保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を1名配置している場合、利用1日につき加算されます。
専門的支援体制加算	1200円	左記の1割	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、または一定の経験を有する保育士・児童指導員等の専門職を、常勤換算で1.0以上配置している場合に加算されます。専門的な支援を提供できる体制を整備している事業所を評価するものです。 ※定員・重心児の有無により単位数（約82～123単位/日）が異なります。
専門的支援実施加算	1500円（※目安）／1回（1利用者）	左記の1割	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などの専門職が、個別支援計画に基づき、30分以上の集中的な支援を1回につき行う体制を整えている場合に加算されます。※月あたりの算定回数に上限があります。
福祉専門職員配置等加算	100円	左記の1割	福祉・心理・教育などの専門資格を有する職員を一定割合以上配置し、専門性の高い支援体制を整えている場合に加算されます。 （Ⅰ）（Ⅱ）の場合：常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・臨床心理士・保育士などの有資格者が一定割合（基準以上）配置されている場合、利用1日につき加算されます。 （Ⅲ）の場合：児童指導員又は保育士等のうち、勤務形態が常勤のものが全体の75%以上、または勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
個別サポート加算Ⅰ	1000円	左記の1割	ケアニーズが高い障がい児に支援を行った場合に加算されます。 ※対象者は受給者証に記載されます。
家族支援加算（Ⅰ）	1000円	左記の1割	障害児の家族（きょうだいを含む。）等に対して、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、相談援助等を行った場合に加算されます。 ※月4回まで
送迎加算	約540円（片道） 約1080円（往復）	左記の1割	事業所がお子さまの自宅や学校等から事業所への送迎を行った場合に、片道ごとに単位数を加算されます。

欠席時対応加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)	940円	左記の1割	(1)の場合 障がい児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行い、その結果を記録した場合に加算されます。※月4回まで
関係機関連携加算 (Ⅰ～Ⅳ)	1,500円～ 2,500円/回	左記の1割	保育所・学校・児童相談所・医療機関・就学先等との情報連携や会議の開催、個別支援計画の作成・調整・相談援助を行った場合に加算されます。 ※加算単価・回数は連携先・内容により異なります。 (例：学校連携 2,500円/月1回、医療連携 1,500円/月1回など)
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	ひと月の利用料金の8.4%		
福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	ひと月の利用料金の1.3%		

<利用者負担額の上限等について>

- 障がい児通所給付費及び障がい福祉サービスの利用者負担額は上限が定められています。
- ご家族等のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

<償還払い>

- 事業者が障がい児通所給付費の代理受領を行わない場合は、障がい児通所給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると障がい児通所支援給付費が支給されます。)

(2) その他サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、障がい児通所給付費の対象ではありませんので、実費をいただきます。

項目	金額	備考
費	実費	
費	実費	
団体損害保険料	実費	遠足など屋外活動で必要な場合

### (3) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

下記指定口座への振り込み

ゆうちょ銀行 一四八支店 普通預金 0168450

### (4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所支援計画で定めたサービスの利用を中止する場合にはサービスの実施日の前々日18時00分までに事業者へ申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前々日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、別紙料金表のとおり、欠席時対応加算をお支払いいただく場合があります。

### (5) 実費負担額(交通費等)の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

施設内の利用	施設内の設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等はご遠慮ください。

### (2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

## 10. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、通所支援計画及びサービス提供ごとの記録は、契約終了日から5年間保存します。

### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

## 11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)及び「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理責任者 岡村 美由紀
-------------	--------------

### ② 成年後見制度の利用を支援します。

### ③ 苦情解決体制を整備しています。

### ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 12. 非常災害時の対応

非常時の対応	事業所は、非常災害に関する具体的計画により非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しそれらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
防火管理責任者	児童発達支援管理責任者 岡村 悠史
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	自動火災報知設備 防排煙設備 誘導灯及び誘導標識 非常放送設備 避難器具 消火器 担架等 法令で規定された設備

### 13. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</li> <li>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li> </ul>

### 14. 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 万が一、ご利用児に緊急搬送が必要であると判断した場合、個別支援計画に従い、対応いたします。

## 15. 協力医療機関

医療機関名	じゅんファミリークリニック
-------	---------------

## 16. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する障がい児通所支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する障がい児通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損保ジャパン

保険名 店舗総合保険

保障の概要 施設利用時における、傷害事故並びに賠償事故の補償

## 17. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の専用窓口で受け付けます。

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<お客様窓口及び行政機関その他苦情受付機関等>

	連絡先	受付時間
お客様窓口 (苦情受付窓口担当)	児童発達支援管理責任者 岡村 悠史 電話 049-265-4618 FAX 049-265-4619	月～金 9:00～18:00
苦情解決責任者	管理者 岡村 美由紀 電話 049-265-4618 FAX 049-265-4619	9:00～18:00
福祉相談サービス委員 (第三者委員)	(氏名) 内山 雄二郎 電話 080-5510-4644	9:00～17:00
	(氏名) 小出 祥宏 電話 080-5937-6841	9:00～17:00
	(氏名) 安齋 利昭 電話 049-264-6919	9:00～17:00

市町村窓口	富士見市 障がい福祉課 電話 049-257-6114 FAX 049-251-1025	8:30~17:15
	ふじみ野市 障がい福祉課・障がい福祉係 電話 049-262-9032 FAX 049-263-7119	8:30~17:15
	三芳町 福祉課・障がい者庶務担当 電話 049-258-0019 FAX 049-274-1051	8:30~17:15
埼玉県運営適正化委員会	埼玉県社会福祉協議会内に設置 所在地（埼玉県社会福祉協議会 内） 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階 相談電話 048-822-1243	9:00~16:00

#### 18. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2 なし		

#### 19. その他

当事業所は、適切な障がい児通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

令和 年 月 日

障がい児通所支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 岡村 美由紀

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障がい児通所支援の提供開始に同意しました。

利用者住所

埼玉県

(利用児童) 氏名

印

利用者代理人住所

(保護者) 氏名

印

